

日本心理療法統合学会会則

第1章 総則

第1条 この会は日本心理療法統合学会という。

第2条 本学会の事務局を神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 神奈川大学人間科学部山蔦研究室内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 当会は、心理療法統合に関する研究と実践を推進し、その成果の普及に貢献すること、及び会員相互の知識の交流と理解を深めること、ならびに内外の関連学会との連携共同を行うことにより、効果的な心理療法の探求とその探索・実践方法の進歩普及を図り、もって我が国の学術の発展に寄与することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 会員の研究と実践の促進を目的とした年次大会、研究発表会、講演会、及び研修会等の開催
- (2) 機関誌、会報、研究資料、会員名簿その他の資料の編集・刊行
- (3) 国内・外に於ける関係学術諸団体等との連携及び研究協力
- (4) 統合的スーパーヴァイザーの資格認定
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 会 員

第5条 本学会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員をもって組織する。

正会員

心理療法統合の探究と実践に関する研究者（大学院生を含む）

準会員

正会員に準ずる者

賛助会員

本会の事業に財政的援助を寄せた個人・団体及び法人

名誉会員

本会に特に功労のあった正会員（若しくは元正会員）、あるいは心理療法統合の探求と実践に多大の功績をあげた正会員（若しくは元正会員）で、理事会の推薦を受けた者

第6条 会員になろうとする者は、所定の申し込み書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 正会員は、本学会の開催する学術大会における研究発表で発表することができる。また、その他の発表については、大会運営委員会での検討を経て理事会が認めた場合に権利を有するものとする。

すべての会員は、本学会の発行する機関誌やニュースレター、その他の情報の提供を受け

ることができる。

第8条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

また、本学会の定める会費を3年以上納入しないものは会員の資格を失う。

会員は退会を申し出、理事会において認められた場合退会することができる。退会届が提出された当該年度の会費は納入するものとする。

会員は、休会の事由を申し出、理事会において認められた場合、入会してから1年を超えた場合にのみ、申し出より3年を上限とし（原則1回に限り）休会を認めるものとする。3年を超えて申し出がない場合は資格喪失となる。また休会し復会を希望した場合、会員本人からの申し出により、理事会において、それを審議する。

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規程その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返却しない。

第4章 役員

第9条 本学会に次の役員をおく。

理事長 1名

理事 若干名

（この中から副理事長をおくことができる。また理事の内、数名を委員会担当理事（委員長）とし、理事のうち1名を事務局長とする）

監事 2名

第10条 役員の選出は、次のような方法で選出する。（パターン1）

理事長は理事の中から理事の互選において選出し、総会の承認を得て決定する。

理事は正会員の互選による。また理事会推薦により若干名の理事を選出することができる。副理事長、委員会担当理事、事務局長は理事長の指名により理事会の承認を得て決定する。

監事は正会員の互選による。但し理事はこれを兼ねることはできない。

第11条 役員は、次の任務を行う。

理事長は本学会を代表して会務を総括し、理事会の議長を務める。

理事は理事会を組織して本学会の事業執行の責任を負う。また副理事長は理事長の会務総括を補佐する。委員会担当理事は理事会の委託を受け、通常の間務運営について執行の任にあたる。

監事は本学会の活動ならびに会計を監査する。

事務局長は理事長および副理事長を補佐するとともに本会事務作業を総括する。

第 12 条 役員の任期は、次の通りとする。

役員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

(解任)

第 13 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第 14 条 総会 総会は理事長が主催して毎年 1 回開催し、必要事項に関する承認または決議を行う。総会の議決は出席正会員の過半数の同意による。

第 5 章 名誉会員

第 15 条 本学会に、名誉会員をおくことができる。

名誉会員は、役員の選挙権と被選挙権、理事会および総会における投票権は有しない。

第 6 章 会議

第 16 条 総会は理事長が主催して毎年 1 回開催し、必要事項に関する承認または決議を行う。総会の議決は出席正会員の過半数の同意による。

第 17 条 理事会は、理事長の召集または理事 3 分の 2 以上の要請により随時開催することができる。理事会は本学会の目的にかなう事業の遂行を助けるために必要に応じて各種委員会を組織することができる。この委員長は委員会担当理事が担う。

第 7 章 会費

第 18 条 本学会の会費は理事会で協議し総会において決定される。

正会員	入会金	2, 0 0 0 円	年額	5, 0 0 0 円
-----	-----	------------	----	------------

準会員	入会金	2, 0 0 0 円	年額	3, 0 0 0 円
-----	-----	------------	----	------------

賛助会員	年額 1 口	3 0, 0 0 0 円 (1 口以上)
------	--------	----------------------

名誉会員は、会費を免除する。

第 19 条 本学会の会計年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第 8 章 その他

第 20 条 本学会の会則改正は、理事会の議を経て、総会における出席会員の 3 分の 2 以上の同意による。

第 21 条 本学会の事業およびその運営を明細化するために、別に各種規程（細則）を設けることができる。但し、各種規程（細則）の変更は理事会の承認を必要とする。

第9章 附則

この会則は2023年3月18日に制定され、2023年3月18日より適用する。

2025年3月1日改訂